

## 令和7年度 第1回 関西広域防災計画策定委員会議事録

<b>1 開催日時</b>	令和7年11月6日（木）10時00分～12時30分
<b>2 場 所</b>	兵庫県災害対策センター1階災害対策本部室（オンライン併用）
<b>3 出席者等</b>	別添「出席者名簿」のとおり
<b>4 事 務 局</b>	<p>【広域防災局】池田広域防災局長、唐津次長、柳田防災計画参事、多鹿広域企画課長、櫻井副課長、野間課長補佐、松田事務官</p> <p>【広域医療局】佐藤感染症対策課長、志摩課長補佐、岡本救急・災害医療対策課長、東事務官</p>
<b>5 議事事項</b>	<p>(1) 関西防災・減災プラン（感染症対策編〈新型インフルエンザ等〉）の改訂中間案について</p> <p>(2) 関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編）の改訂中間案について</p>
<b>6 シナリオ</b>	
<b>事 務 局 (野間課長補佐)</b>	<p>定刻となりましたので、ただ今から令和7年度 第1回 関西広域防災計画策定委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本日司会を務めます、広域防災局の野間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>開催に先立ちましてオンラインにてご参加の皆様にお願いがございます。まず委員の皆様におかれましては、カメラは常時オンにしていただき、音声は発言時のみオンでお願いいたします。また、幹事、オブザーバーの皆様はカメラ、音声ともに、発言時のみオンでお願いいたします。</p> <p>それでは、開催にあたりまして、広域防災局長の池田よりご挨拶申し上げます。</p>
<b>事 務 局 (池田局長)</b>	<p>（池田局長 あいさつ）</p>
<b>事 務 局 (野間課長補佐)</b>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日は令和7年度第1回目の計画策定委員会であり、委員改選もございましたので、会議に先立ちまして、出席者名簿の順に沿ってご紹介させていただきます。</p> <p>それでは、</p> <p>お1人目ですが、【現地】にてご参加の、</p> <p>①認定特定非営利活動法人しがN P Oセンター 代表理事の阿部委員で</p>

ございます。

次に、【現地】にてご参加の、

②京都府立大学生命環境科学研究所 准教授の荒木委員でございます。

次に、【現地】にてご参加の、

③阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター センター長の河田委員でございます。

次に【現地】にてご参加の、

④公益社団法人関西経済連合会 理事の神田委員でございます。

次に、【現地】にてご参加の、

⑤徳島大学環境防災研究センター 特命教授の中野委員でございます。

次に、【オンライン】にてご参加の、

⑥福岡国際医療福祉大学看護学部 教授の堀内委員でございます。

次に、【オンライン】にてご参加の、

⑦福知山公立大学地域防災研究センター 特任教授の水口委員でございます。

次に、【オンライン】にてご参加の、

⑧関西大学社会安全学部 教授の山崎委員でございます。

次に、【オンライン】にてご参加の、

⑨京都大学防災研究所 教授の矢守委員でございます。

なお、現地にてご参加予定の和歌山大学システム工学部准教授の平田委員でございますが、到着が遅れてございますので、後ほど到着次第ご紹介させていただきます。また、公益財団法人兵庫県消防協会 会長の安満委員、兵庫県立大学環境人間学部・大学院環境人間学研究科 教授の木村委員におかれましては業務の都合上、ご欠席されています。

	<p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、全部で 15 点ございます。</p> <p>1 点目・次第</p> <p>2 点目・資料 1 出席者名簿</p> <p>3 点目・資料 2 配席図</p> <p>4 点目・資料 3－1 感染症対策編（新型インフルエンザ等）改訂中間案の概要</p> <p>5 点目・資料 3－2 感染症対策編（新型インフルエンザ等）改訂中間案</p> <p>6 点目・資料 3－3 感染症対策編（新型インフルエンザ等）改訂中間案に対するご意見（ご欠席委員）</p> <p>7 点目・資料 4－1 総則編、地震・津波災害対策編改訂中間案の概要</p> <p>8 点目・資料 4－2 総則編、地震・津波災害対策編改訂中間案新旧対照表</p> <p>9 点目・資料 4－3 総則編、地震・津波災害対策編改訂中間案本文</p> <p>10 点目・資料 4－4 総則編、地震・津波災害対策編改訂中間案に対するご意見（ご欠席委員）</p> <p>11 点目・資料 5 関西防災・減災プラン改訂スケジュール</p> <p>12 点目・参考資料 1 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要</p> <p>13 点目・参考資料 2 防災基本計画修正概要等</p> <p>14 点目・参考資料 3 国資料一式（防災基本計画修正概要等）</p> <p>15 点目・参考資料 4 関西広域防災計画策定委員会設置要綱</p> <p>不足はございませんでしょうか。不足等ございましたら事務局まで、お申し出ください。</p>
各 委 員	( 資料不足なし )
事 務 局 (野間課長補佐)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>なお、事務局につきましては、兵庫県は現地で、また、感染症対策関係で徳島県（広域医療局）はオンラインで参加しております。</p> <p>それでは、議事に入る前に、委員長の選任を行いたいと思います。</p> <p>委員会設置要綱の第 4 条第 2 項において「委員長は委員の互選によって定める」こととしております。</p> <p>僭越ではございますが、事務局からのご提案として、平成 23 年度の設置以降、本委員会の委員長を務めていただいております河田委員に引き続きお願いしてはどうかと存じますが、いかがでしょうか。</p>
各 委 員	( 異議なし )

<b>事務局</b> (野間課長補佐)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、河田委員に委員長をお願いしたいと思います。</p> <p>河田委員どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ここからの議事進行は河田委員長にお預けしたいと思います。河田委員長、よろしくお願ひいたします。</p>
<b>河田委員長</b>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、委員長を仰せつかりました河田でございます。委員の皆様のご協力を賜りまして、当委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひしいたします。</p> <p>続きまして、副委員長の選任を行います。設置要綱第4条第3項で「委員長は、委員のうちから副委員長を指名する。」と規定されております。令和5年度より本委員会の副委員長を務めていただいております矢守委員を副委員長として指名させていただきます。皆さまよろしいでしょうか。</p>
<b>各委員</b>	<p>(異議なし)</p>
<b>河田委員長</b>	<p>ありがとうございます。それでは矢守副委員長、よろしくお願ひいたします。</p>
<b>矢守副委員長</b>	<p>ありがとうございます。皆さま、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<b>河田委員長</b>	<p>それでは、議事に入ります。本日ご審議いただきます議題は次第に記載のとおり、</p> <p>議題1 関西防災・減災プラン(感染症対策編(新型インフルエンザ等))の改訂中間案について</p> <p>議題2 関西防災・減災プラン(総則編、地震・津波災害対策編)の改訂中間案について</p> <p>の2件でございます。</p> <p>それでは、議題1について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (野間課長補佐)	<p>事務局でございます。議題に入る前に平田委員がご到着されましたのでご紹介させていただきます。</p> <p>和歌山大学システム工学部 准教授の平田委員でございます。本日はよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (多鹿課長)	(議題1について説明)
河田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p> <p>では、私からお聞きします。実は、能登半島地震で、災害関連死で亡くなった方が現時点で450人超えており、地元の医師会を中心に判定をしています。ご存知だと思いますが、最近、アメリカ合衆国の災害関連死に関する見解が出まして、アメリカに上陸したハリケーン501個の災害関連死を疫学調査したところ、15年続くということが分かりました。地震が起こった後、災害関連死のみだけではなく、インフルエンザ等が流行すれば、特に後期高齢者はその犠牲になることは十分考えられます。復旧・復興が長引けば長引くほど、見極めが困難で、感染症で亡くなつたのか、あるいは災害関連死のように衰弱をしてなくなつたのか、非常に判定が難しいです。ということは、この項目については、やはり医師会の理解はどうしても必要だと思います。もちろん、各府県に医療を担当する部局があるので、そこを中心にデータを集めることはできると思いますが、今申し上げたように、感染症による死亡と災害関連死が混在して発生する状況で、きちんとデータを取って残すことができるのかとても心配です。阪神淡路大震災の災害関連死で亡くなつたのは、約940人というデータがありますが、たった三年程度しか調べていません。当時、実はインフルエンザも流行していたのですが、日本の医療界はアメリカほど調査ができるない状況です。プライバシーの問題もあって、現在でも、災害関連死により何歳で亡くなつたという情報までは公表しておらず、80代や70代といった年代でしか公表していないような状況です。</p> <p>南海トラフ地震が起こると、復旧・復興にかなり時間がかかり、その間に体調を崩してお亡くなりになる可能性があることは考えておかなければいけません。冬になつたらインフルエンザが流行し、その影響で命を亡</p>

くすというのは十分考えられますので、何が原因で亡くなったのかの見極めをどうするのかを考えておかないといけません。

3月末に発表された政府の被害想定では、避難所に避難する人を基準に推定しますと、災害関連死は5万2千人となっています。米国の調査では災害関連死は15年継続するとされており、私の推定では、南海トラフ地震が起こると、20万人以上が災害関連死で亡くなるとなっています。これも一つのデータであって、決してその値になるという保証はないですが、地震が実際に起こって、継続して復旧・復興が進んで行く途中で、災害関連死または、感染症で亡くなった場合、これの見極めがなかなか難しいです。

亡くなった人を全て災害関連死によるものとすると、多額の死亡弔慰金が必要となります。ですから、防災庁ができたら、災害救助法を改正して、災害関連死で弔慰金を出すのをやめて、その財源を別の防災の予算として使うべきだと思います。弔慰金は、保険のない時代に、一家の大黒柱が災害で亡くなったら、残された家族が路頭に迷うので作られたものです。今は生命保険に入っておいていただいたら、クリアできるわけです。しかし、この法律を改正しようとすると、絶対反対が出ると思います。ですが、やはり弔慰金は防災にプラスの方向で使うべきだと思います。なので、そういうことを考えていただいて、感染症についても、医療界の協力を得て、きっちと評価できる体制を事前に取っておかないと、能登半島のような状態で南海トラフ地震が起こると、大混乱が起こります。

実際、復旧復興が非常に遅れるということも考えておかなければいけません。日本は遺体が見つかるまで活動するので、復旧・復興を途中で中断して行わないといけません。その数が今、東日本大震災が約2000人です。南海トラフ地震が起こると、そう簡単ではありません。南海トラフ地震が起こり、感染症が同時に流行するという事態になった時に、医療界の協力を得て体制を整える必要があります。行政だけでいくら決めたとてうまくいくわけはないので、是非、例えば、大阪府や兵庫県医師会等の実際に治療に携わる人たちにも、こういう非常に難しい問題が発生するということを、まず知っていただく必要があると思います。急に解決はできませんので、時間をかけて、現実に即して充実できるように改訂していただく必要があると思います。今すぐ「こうしてほしい」というわけではないですが、必ずそういういた混乱が発生しますので、それを見据えて、長期的に改訂し

	いく必要があります。過去がどうだったからやらなくてはいけないではなくて、新しい事態が出てくるから、それに向けて充実させていかなければいけないという観点が必要です。よろしくお願ひしたいと思います。
事務局 (池田局長)	<p>ありがとうございます。感染症の対応については、委員長にご指摘いただいたとおり、現在の評価がどういう状況なのか、リスクはどうなのか、あるいは今後どう変わっていくのか、どういう対応が必要なのかについて、専門的な知見を持って情報を集約し、評価をするということが非常に重要だと認識をしております。</p> <p>資料3-1の4ページ②情報収集・分析の準備期の府県市のところに、「感染症インテリジェンス体制の構築」と記載しています。この体制のもと、リスクの評価体制を確立し、対応期においては、この体制を柔軟に見直していくことが必要と考えております。関西広域連合としては、広域連合自体がそういった情報収集や分析をする機能を持っていませんので、各構成団体の研究機関が集約したものを情報共有する体制を構築していくと考えております。また合わせて、それらの情報をもとに、医師会や専門家等のアドバイザーから意見をいただくという体制にしようとしています。一方、国では、健康危機管理研究機構という、日本版CDCと言われるものができるおりまして、今は、検体はそこにすべて集約されるという状況にあります。兵庫県の状況についてご紹介させていただきますと、県の健康科学研究所というところに、感染症情報センターを設置している状況であります。今後、体制については、逐次整備をされていくと考えております。今後、各府県の体制が整った後には、関西広域連合でこれを連携する体制をしっかりと作っていくことが重要と考えております。現状、それぞれの府県の体制を見据えながら、プランにも反映できるものはいち早く反映していきたいと考えています。必要性については重々認識をしているというのが現状でございます。</p>
河田委員長	熊本地震からですが、避難所の開設にあたって、各自治体のどの部署が責任を持つのか非常に混乱するということがあります。特に感染症が流行してくると、医療部局が避難所のマネジメントをすることになり、現地で危機管理担当部局と衝突するといったことがよく起こっています。ですので、感染症が流行した時に避難所の運営をどうするのかを考えていただく

	<p>必要があると思います。</p> <p>その他ご意見いかがでしょうか。</p>
矢守委員	<p>事務局の皆さんに、二点質問です。</p> <p>質問一点目です。今回、対策項目が 13 項目に拡充されて、充実したと思います。しかし、他方で全部同じウェイトですかというと、全部できることもあると思います。とりわけ、市町村でも都道府県でもない関西広域連合が所管すべき、あるいは関西広域連合が力を発揮しやすい領域や取り組みというものがあると思いますので、もしそのようなことでお考えをお持ちでしたら、13 項目の取組内容が出ていますが、そこにプライオリティがあるのか、ないのかといったようなことについても伺いたいです。</p> <p>先ほど河田委員長からも、感染症と、さらに南海トラフ地震との複合ということでお話がありました。複合した時はなおさらですが、複合しなかったとしても感染症が大変深刻になれば、あまり考えたくない項目ではありますが、お亡くなりになった方のご遺体の火葬等、そういった項目というのは、阪神淡路規模であったとしても、単独市町村、単独県ではなかなか対応できなかったことの一つとしてあります。そういう項目も、委員長からもこれまでにとらわれることなく、今後起こりうる大変な事態に備えた準備が必要だという言葉もありましたので、例えば、そういうご遺体に対する対応といったことも考えられるのではないかというのが 2 つ目のご質問です。ありがとうございました、以上です。</p>
事務局 (多鹿課長)	<p>ありがとうございます。事務局でございます。</p> <p>今回拡充・充実した中で、どこに力点を置いて、関西広域連合として取り組むのかという点につきまして、最初の位置づけのところに、全編を通じた関西広域連合の役割として記載しており、まずは広域的な調整、府県域を超えた対策について調整するとしています。それから、関係機関と連携して情報共有を行います。今回、全項目について、関西広域連合の記載をしておりますが、特に、連携、調整、情報共有というところが大きな役割と認識しております、そういった部分を記載しています。関西広域連合が力を入れて発揮するところ、プライオリティとしては、そういったところと認識しています。</p> <p>2 点目の対応でございますが、火葬やお亡くなりになられた方の調整</p>

	<p>は、一定発生すると認識しております。資料3-1の9ページ、⑬府県民生活・府県民経済の広域連合の準備期の2点目、「広域火葬に関する情報、収集共有」として、こういったことも広域連合は調整役を担うと認識しています。ご指摘いただいたことを踏まえ、さらに対応できることを考えていきたいと思います。ありがとうございます。</p>
矢守委員	<p>火葬について、記載いただいているということで承知しました。また、1点目についても了解いたしました。まさに連携や情報共有が求められる役割だと思うのですが、全部の項目について押しなべて求められるとはやはり思ないので、特にそれが必要となるような項目に、重点を絞って、取り組んでいただくことが大事かと思った次第です。以上です。ありがとうございます。</p>
阿部委員	<p>木村先生の意見にも少しあったと思いますが、最近SNS中心にデマや、陰謀論等が流行っていて、あっという間に拡散されます。新型コロナで言えば「反ワク」と言われる運動が、今でもネット上ののみならず、デモが行われていたり、集会が行われていたりします。</p> <p>コロナ禍、よく知られた人が陰謀論を振りまくということを平気で行っていました。今回の改訂案の情報共有のところで、その辺のことを触れられていますが、府県の方が中心に書かれていて、関西広域連合としては、それをバックアップするような、啓発程度しか書いていないような気がしますが、府県レベルでは、なかなか対応が難しくて、関西広域連合でもっと積極的にやっていかないと、一旦デマが流れると、すごい速さで広まっていくので、やはり初動で止めないといけないと思います。これは、古くは関東大震災のデマであったり、熊本地震でも、ライオンが逃げたというデマが流布したりしましたので、ぜひその辺のことをもう少し書き込んでいただけるとありがとうございます。</p>
河田委員長	<p>ありがとうございます。特に、定期的にニュースを出すのはとても大事です。何かあった時に臨時で出すのではなくて、決まった時間に関西広域連合としての考えを人々に知つもらうためのニュースを流すという、そういうルールを決めておくと、どの情報を信用していいのか判断する必要がなくなります。そのため、感染症が流行し始めたときには、「関西広域</p>

	連合の見解は、毎日何時に発表される」というように、事前に決めておけば、適宜報道するよりは、信用されると思います。
荒木委員	<p>河田先生のお話を聞いて、そうだと思いました。私は伊勢湾台風の研究をしていますが、長期浸水もするわけです。例えば、津波等で高潮が起き、浸水地に長い間留まっている間に、水由来の赤痢等の感染症が発生します。一方、子供たちと高齢者は、広域避難をさせるので、そうすると、逆にそちらでは風邪やインフルエンザ等が流行ります。流行するものが違っていて、かつその湛水地にいる方を避難させるので、そこで持っているウイルスを持ち込んでしまうという、そういったことが起こると想定し、どう対策や検査をするのか、検討が必要だと思いました。</p> <p>もう一点は、資料3-1の9ページ⑬府県民生活、府県民経済の府県市の準備期、初動期の府県市部分に記載の業務継続計画の部分の記載が全く一緒になっています。本文を確認させていただくと若干違っていますが、概要資料では書きぶりが一緒になってしまっているので、伝わりづらいと思いました。以上でございます。</p>
事務局 (多鹿課長)	ありがとうございます。概要資料の記載について、正確に書けていないところがあると思います。申し訳ございません。訂正しまして、わかりやすく表現したいと思います。
河田委員長	他にご意見ございますか。
神田委員	私は、専門部会にも参加しておりましたので、内容についてはこれで良いと思っています。一点だけ、部会でも同じことを申し上げているのですが、事業者へのまん延防止の要請にあたって、コロナ禍では、府県ごとに要請内容が異なって、複数の府県に事業所を持つ企業が困惑したということがありましたので、要請の際は、できるだけ内容の統一をお願いしたいと思っています。これは、感染状況が各府県によって違うのであれば、対応の方針が当然変わってくるということは承知をしております。ただ、民間事業者から見て、要請の内容が一緒と受け止められている場合に、細かい基準が違うというケースもあったと聞いておりますので、このような場合において、その細かい基準を関西広域連合の調整力を発揮していただくことが、事業者の負担を軽減するために必要かと思っております。そのあ

	たり、関西広域連合への役割の期待ということで、意見申し上げます。以上です。
河田委員長	おっしゃる通りで、各府県での対応が違うと、どうすれば良いのかという問題が必ず出てきます。関西広域連合としての考え方を上乗せしていただかないとい、判断に迷うことになると思います。各府県の医師会がどうするかということにも関係してきますので、是非、構成府県と調整をお願いしたいと思います。
事務局 (池田局長)	ありがとうございます。重要性については、重々認識しております。まん延防止の対策について認識共有をして、認識揃えに努力するということは、お答えさせていただければと思います。ただ、これが結果として、同じ統制ができるかという点については、様々な課題があろうかと思っています。在宅で勤務するところもあれば、お店を何時から何時までにするとか、それに対する保証をどうするかとか、そういった付随する課題もございますので、こういったところは、総合的にすべてを揃えるということは厳しいのかもしれません、神田委員からありました、事業者の皆さんからすると、広域で対応していかなければいけないということもございますので、何を共有しなければいけないかについて、しっかりと認識共有を図っていけるよう取り組みたいと思っております。一方で、全部揃えるかという部分については、そこに留意するということになろうかと思います。以上でございます。よろしくお願ひいたします。
水口委員	先ほどから情報共有の話が出ているので、その件に触れたいと思います。資料3-2の52ページ第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの（1）目的の下から3行目に、「情報提供・共有の項目や手段～あらかじめ定める。」と記載があります。これから様々なことをあらかじめ定められると思うのですが、木村委員の意見にもあるように、この部分の中に、「客観的にわかりやすい統一したイメージを発信する」等がありますので、できれば一つ雛形のようなものを作って、皆さんにお示しする方が、より具体的にわかるのではないかと思いました。以上でございます。

事務局 (多鹿課長)	<p>事務局でございます。ご指摘ありがとうございます。先ほど阿部委員からもご指定があり、また、本日ご欠席の木村委員からのご意見（資料の3-3）でも、偏見差別防止やプライバシーの保護についての、SNS等も含めた対応をもう少し書き添えてはどうかというご提案をいただいております。情報のところにつきましては、基本的に共有していくことを考えておりますが、こういった点についても、最終案にできるだけ反映させていきたいと思います。</p> <p>それから、先ほどご指摘がありました共有すべき項目については、局長が申し上げたように、感染症対策の実施主体はそれぞれ構成府県になりますので、統一的に関西広域連合でまん延防止措置を担うことはなかなか難しい面がありますが、どこがどういう対応を行っているのかということを認識して対応するということは、非常に重要だと思いますので、対応すべき点について、頭合わせをして、対応できるように取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。</p>
河田委員長	<p>他にございませんでしょうか。 無ければ、議題1についてはこれまでとします。</p> <p>続いて、議題2について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (多鹿課長)	(議題2について説明)
河田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最近気が付いたことがあります。いわゆる一番上位の計画というものは、防災基本計画になります。実は、阪神淡路大震災が起こった時には、防災基本計画に「復興」が入っていませんでした。それで、阪神淡路大震災が起こった年の7月に急遽、「復興」が入り、その時点で、「復旧復興」という並びができました。それまでは、国土庁の災害対応部署に「復旧本部」と看板が設けられていましたが、復旧が終わったら看板外すということで、復興事業は全く災害対応に入っていませんでした。</p> <p>先日、どれくらい復興が多くなっているか計画を確認したところ、全く増えておらず、応急対応が45ページ、復旧が45ページ、復興12ページとなっており、ウェイトが変わっていませんでした。皆さんご承知のように、東日本大震災の後に復興庁ができ、現在、定員が約220名となっています。復興庁が東日本大震災の復興を担当しており、それ以外は国として、前面に立って復興を取り上げるということをしなくてもいいだろ</p>

	<p>うと考えています。今回も防災基本計画は、能登半島地震を踏まえた修正が大半となっています。これでは応急対応や復旧のみが充実しています。</p> <p>復興庁は東日本大震災の復興を行っていますが、国として、南海トラフ地震の後の復興をどうするかは考えられていません。そのため、来年、防災庁ができる段階で、初めから復興というものを考えなくてはいけません。そうすると、先ほど説明があった、復旧・復興の迅速化、事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進ですが、従来どおりの復興ではいけません。私が発見した相転移、どこが大きく被害を受けるかということを理解した上で、復興計画を作らないといけません。関西広域連合で、国の防災基本計画そのものが、非常にいびつになっている状態がずっと続いている、復興についてはまだ不十分だという前提を共有していただきたいです。ご承知のように、復興特別税が復興庁に入ります。これを今度できる防災庁の資金にしておかないと、南海トラフ地震や首都直下地震が起これば、かなりの予算が必要になります。そのような時に通常の復旧・復興計画では全くお金が足らないという事態に直面します。明文化を求めるものではないですが、関西広域連合から国に対して、防災基本計画の復興の内容が十分でないと言つていただくのは、とても重要な思います。</p>
中野委員	<p>三点、意見とご質問させていただきたいと思います。</p> <p>一点目は、今河田委員長がおっしゃられたことと非常に密接していますが、各自治体で、業務継続計画、あるいは受援計画の作成をしています。現在、自治体での BCP の策定率は全国 100% になっている一方で、内容が充実していなかったり、あるいは継続的改善が進んでいないという問題があります。今、委員長からお話があった事前復興まちづくり計画ですが、徳島県もようやく町が着手し始めたところです。BCP も事前復興まちづくり計画もそれぞれの内容を評価していただいたり、アドバイスをしてもらえるような仕組みが必要だと思います。もちろん、各自治体で、例えば、コンサルタントに相談しながら作成したりもしていますが、これで良いのか、よくわかっていない部分もございます。例えば、関西広域連合の中で、各自治体のこうした取り組みを一定評価できるような、サポートするような仕組みを作つただけないかというのが一つです。</p> <p>もう一つが、私が社会福祉施設の防災対策を進めている中で、ヒアリングに行った時に聞いた、広域避難の問題についてです。広域避難に関しては、例えば、能登半島地震でも DMAT や自衛隊のサポートで、能登から金</p>

沢に移った後に、三重県に移ったり、あるいは愛知県に移ったり、そういった例がたくさんございます。そこで一つ問題になったのは、今回の改訂でも避難元・避難先との情報共有ということが記載されていて、これは非常に重要なことだと思います。広域支援の枠組みの中で、受け入れしていくことに関しては、災害救助法の中の枠組み入っていますが、実は、避難から帰ってくる際の負担は、基本的に自己負担という形になっています。そのため、社会福祉施設の中では、災害で経営状況が非常に厳しい上、数ヶ月後に受け入れ先から利用者を連れて帰る必要があり、経済的な負担がかなりあったということも聞きます。また、在宅の被災者の方で広域避難をした方については、個人で帰ってくるわけですが、その場合も経済的に苦しんでいる方にとっては、帰るときの経費が非常に困ったという話もあり、それで能登に帰るのが遅れたというような事態もあります。そういう点で考えると、今後、何らかの補助制度のようなものを考えていく必要があるのではないかというのが、2つ目の意見でございます。

それから3つ目も社会福祉施設に関係したものです。この中でも、広域的な避難体制づくりということがあって、徳島県内でも経営協という社会福祉法人経営者協議会という枠組みの中で、ネットワーク作りが進んでいるところですが、実はこれは、県内でクローズしている取り組みで、できれば県外とネットワークを作っていく必要があると思っています。令和4年4月から始まった社会福祉法人連携推進法人制度というのがあり、いくつかの連携推進法人というのが始まっているわけですが、こういった連携推進法人というのは、他県にいる法人が相互に協力する、あるいは同県内の法人内で連携をするという取り組みですけれども、こういう取り組みについても、災害時の協力体制を構築する上で、推進すべき事項だと思っています。資料4-2の30ページに、「構成団体・連携県、市町村は、国と連携して避難元・避難先の自治体間の情報連携の円滑な運用強化を図る」といった内容が記載されていますが、これは、構成団体と関西広域連合内の話ですが、社会福祉団体との連携についても推進するといった事項を入れていただけるとありがたいと思います。以上三点でございます。

事務局  
(多鹿課長)

ありがとうございます。まず一点目ですが、BCP等について評価の仕組みのサポートを、というご指摘でございました。基本的には関西広域連合が現在、直接BCPに携わる取り組みはございませんので、各構成団体で

	<p>様々な支援の仕組み、枠組みを構築していただいているものを、連携・共有しながら進めています。ご指摘を踏まえまして、構成団体・連携県と調整しながら、進めていきたいと思います。</p>
中野委員	<p>兵庫県には、人と防災未来センターという強力なサポート体制が整っていますので、人と防災未来センターが中心となって、そういう支援に当たっていただけるのではと思いますが、ただやはり人と防災未来センターだけでも、なかなかできないものもありますので、枠組みとして取り組みを進めるようなことを始めても良いのではと思います。やはり南海トラフ地震も目前に迫っていますので、それに向けていかに一歩でも前へ進めるか、特に小さな自治体になればなるほど、そういった対応が難しくなってきていますので、外部からの協力があると、少しでも前に進むのではと思いますので、ぜひ検討いただきたいなと思っています。</p>
事務局 (多鹿課長)	<p>二点目、広域避難についてです。ご指摘のとおり、現在帰る際の費用負担は想定されておりません。また、関西広域連合での補助制度の創設というのは、対応が難しいところですが、ご指摘の課題について認識をさせていただきたいと思います。</p> <p>それから、各団体との連携について、ご指摘いただいた広域避難ですが、今回の改訂で、「国と連携して、避難元・避難先の自治体間の情報連携の円滑な運用強化を図る」と、追記をさせていただいているところでございます。ご指摘を踏まえまして、他にも追記できるところがあれば、内容の充実を図りたいと思います。ありがとうございました。</p>
河田委員長	<p>私から一つお願いがあります。先ほどの事前復興まちづくり計画の策定等による復興事前準備の推進ですが、これはあまりにもテーマ大きすぎると思います。</p> <p>今、徳島県で小中学校の高台への移転が行われています。高台に移転すると、子供たちの通学も長くなって、別の心配も出てきます。せっかく校舎の耐震化が終わっているので、できれば、津波浸水域にある小中学校の校舎を、少し嵩上げするなど行っていただきたいです。今の建築技術だったらそう難しくないはずです。全校ではなくて、例えば、津波浸水深が何メートル以上のところを優先する等していただく必要があると思います。</p>

皆さんご存知だと思いますが、1959年の伊勢湾台風当時、「避難命令」が発令されました。しかし、学校は避難所ではありませんでした。なぜかというと、台風で木造校舎が倒壊、全壊する恐れがあったためです。そのため、当時は避難命令が出されました。どこに逃げるのかは住民が決めていました。

今は、校舎の耐震化は終わっているが、津波で避難所として使えないような小中学校がたくさんありますので、その耐震化をしなければいけません。このことについては、教育委員会マターですが、予算をあまり持っていないという問題を抱えていますので、関西広域連合としては、国に十分な予算の確保をするよう提案をしていただきたいと思います。それぞれの避難所が津波で使えないのは困りますし、学校が被災すると教育の再開も遅れます。今まで避難所に避難した住民がなかなか応急仮設住宅に移らないという問題がありましたが、それよりも、学校が被災してしまうともっとひどいことになります。一応、地震については、日本は耐震が終わったけども、津波はまだまだですので、そこを自治体任せにするのではなくて、国がどうするのか方針を示すべきだということを、関西広域連合として言っていただいたらと思います。

#### 阿部委員

資料4-3の88ページに記載の災害ボランティアについて、お話をしたいと思います。

最近、行政が災害ボランティアに頼りすぎていて、現場へ行くと、本来行政がやるべきことでも、ボランティアにしてもらっているという話を方々で聞いています。それはおそらく、ボランティア、自治体職員、応援職員が不足しており、全体的に人が足りていないこともあると思いますが、もう一つは、ボランティアの需給調整が上手くいっていないということも感じています。

特に、東日本大震災でもそうでしたが、ある自治体にはボランティアが集まるけれど、隣には全然来ないとか、能登半島地震の場合は、石川県が制限を加えたことによって、初動で人が全然集まらないことがあります。おそらく、南海トラフ地震が発生すれば、人の取り合いになります。滋賀の場合は最大震度6強と言われていますので、大きな被害が出ますが、他府県からの応援はおそらく来てもらえないけれども、三重の仲間たちからは助けに来いと言われています。なので、自分たちのこともやら

	<p>ないといけないし、助けにも行かないといけない状況です。88 ページを見ると、関西広域連合としてあまり役割がなさそうですが、もう少し府県間の需給調整等については、積極的に動いていただいても良いのではと思います。実際、優秀な府県の災害ボランティアセンター職員がいれば、人を全部持っていきますので、その辺を調整していかないと、かなりの格差が出るかなと思います。また、兵庫県は慣れていらっしゃるので、逆に出て行かないとダメだと思います。特に全国組織、全国社会福祉委員会や、JVOAD、支援 P、NGO 連合体の JANIC 等と日頃から連携を持っていただいて、ここへ入ってほしいというメッセージを出すことによって、人も来てくれると思います。石川県のように来るなと言ったら誰も行かないですから、そうならないようにしていただきたいので、もう少し関西広域連合としての積極的な役割を記載いただきたいなと思います。</p>
事務局 (多鹿課長)	<p>ありがとうございます。資料 4-2 の 89 ページに、今回の改訂内容ではなく、すでに記述をしているところですけれども、関西広域連合としては、まずボランティアインフォメーションセンターの設置・運営ということで、構成団体と連携して、ボランティア情報の提供に努めることとしております。ご指摘の需給調整を行うというところまでの表現にはなっておりませんが、ご指摘を踏まえて、記載の充実を検討したいと思います。ありがとうございました。</p>
事務局 (池田局長)	<p>今、内閣府防災の取り組みとしては、ボランティア等の中間組織という形で、JVOAD のような全体の受給調整ができる組織を各府県で育成しようという考え方になっています。一方で、私見も入りますが、災害がどこでも起きているかというと、そうではないということになると、JVOAD のような全国組織を各地域に置くべきではないのかというのが個人的な意見です。防災庁設置準備室の担当者とも話をするのは、やはりボランティアについても、地方組織を作っていく必要があるのではないかということです。地方拠点設置の要望を行っているところですが、そういった中にも、しっかりとボランティアの中間組織とのカウンターパートという形で位置づけて、整備をしていく必要があるのではないかと思います。そこには我々地方行政もコミットしていくことが必要になると思いますが、いずれにしても、南海トラフ地震を考えた場合に、先ほど言わされたように、構成</p>

団体がほぼ全部被災をするという中において、どちらかというと、他地域の被災していない地域からのボランティアが力になるかと考えます。そうなると、現在、国では、重点支援県に対する応援県の組合せを決めています。例えば、徳島県には鳥取県が応援に入ります。ただし、徳島県に鳥取のボランティアに行くのかというと、そうはなっていません。実は、能登半島地震の時に、兵庫県は珠洲市を支援しましたが、ボランティアは七尾市に応援に入ったということがございました。こういったところも一貫して、パッケージで応援ができるような体制を作っていくということが重要だということは国に申し述べているところであります。

先ほどのボランティアインフォメーションセンターの設置というところもありますが、それに対する要望についても、ご意見を踏まえて反映をしていきたいと考えております。

#### 河田委員長

実は、防災庁のアドバイザーミーティングでもボランティアについて議論をしており、南海トラフ地震が起これば、全く足らないと言われています。阪神淡路大震災でボランティアの人数は140万人だったと言われていますが、南海トラフ地震のときはそこまで集まらないと言われており、そうすると、民間企業の協力がどうしても必要になります。能登半島地震の時も、石川県の社会福祉協議会の職員は3人のみで、マネジメントが困難ですので、日本赤十字にボランティアのお世話をお願いしようとなりました。社会福祉協議会がボランティアのお世話をするようになった経緯は、阪神淡路大震災の時にどこも手を挙げなかつたので、仕方なく社会福祉協議会にお願いしたということがあります。当時、日本赤十字にお願いしたら、医療に特化したいと言われました。しかし、日本赤十字に対応いただく必要がありますので、防災庁のアドバイザーミーティングでは、将来は赤十字が対応するということで話しています。さらに、コロナ禍でもそうでしたが、民間企業の協力というのは、社員をボランティアに出していただいて、それを国が補助するという形で進めば、お金の問題は解決するわけです。ですから、やはりこれから災害は、民間の力をどうしても借りなくてはいけませんので、そういうベースを作っていただきたいです。

#### 矢守委員

一つ前の話題に戻ってしまいます、ボランティアのところで需給という言葉が出てきまして、その時に感じたことをお話しします。ボランティア

に限らず、例えば、支援の人員の派遣にしても、資材の派遣にしても、何にしても関西広域連合が活躍する時のシナリオとして、例えば大阪、京都あたりが大きく被害を受けて、周囲から救助に向かってくる、というように需給が流れることもあれば、和歌山や徳島の被害がひどくて、大阪や京都が支援に行くということもあれば、今議論があったように、関西広域連合すべてが、需給の「需」の側で、外側から供給していただくのを調整するという場合もあります。そのため、調整や連携と同じ言葉で呼んでいますが、南海トラフ地震なのか、南海トラフ地震がどの規模で起こるのか、南海トラフ地震以外の災害なのかによって、需給の調整や、連携の方向性がかなり違うので、資料の修正等を依頼するものではございませんが、議論をするときに、いくつかのシナリオに分けて議論をしておかないと、応援を出す方なのか、受ける方なのか、出しも受けもせずにそれを調整する、まさに流すだけなのか、かなりオペレーションが変わるので、そういう場合分けをした議論が必要だと感じました。以上です、ありがとうございました。

河田委員長

2008年に四川大震災が起きた時、多くの若者が、被災地に入って活動していました。実は、彼らは仕事を辞めて、親の元に帰っていました。仕事を辞めて帰ってきて大丈夫かと聞いたら、今は景気がいいからいくらでも仕事見つかると言って、長期間、親と一緒に作業をしていました。我が国では、例えば、阪神淡路大震災の時は、東京で就職した息子が1週間は帰ってきたが、仕事があるからと東京に戻るというような形で、子供たちのボランティア活動が短いものでした。ボランティア活動をすると、給料が出るとなれば、滞在可能となります。ですから、例えば自分の親が被災し、子供がボランティア活動する滞在期間の給料を公的に補填するというような制度を作れば、学生ボランティアが少なくとも、それほど大きな問題にはなりません。ボランティアは、お金をかけずにしようとするから問題が生じているのであって、民間企業の力を借りないと人手が足らないことは間違いかりません。社会福祉協議会は組織そのものが大きくありませんし、JVODも専従職員はとても少ない状況ですので、公的なところで制度を作って、それを日本赤十字で運用するというやり方で行わないと、ボランティアの問題は解決しないと思います。

その他いかがでしょうか。

神田委員	<p>今回の改訂には入っていないかもしれません、私どもの視点から見て重要な点として、企業等との協力連携ということで、協定について申し上げます。資料 4-2 の 21 ページにございますように、関西広域連合と企業等との協定がかなり進んでいるということで、今後もこれについては推進していただきたいと思います。各企業から意見を聞いてみると、広域連合全体と協定を結ぶことも重要でありますし、現状、構成団体の一部とだけ協定を結んでいるものについては、まだ締結していない自治体に展開をするという考え方もありますので、そのあたりの展開について、関西広域連合に主導的な橋渡しの役割をしていただいたり、あるいは既存の協定の中で、府県ごとに微妙な内容の違いがあって、統一基準みたいなものを作った方が、お互いに進めやすいのではないかという視点もあると思いますので、そういったところでの広域連合の主導的な役割に期待いたします。私ども経済団体として、企業の現状等については、関西広域連合とよく連携して相談を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
河田委員長	<p>ありがとうございます。能登半島では、ボランティア活動は失敗したということをみんな認めないといけません。少々変えたらうまくいくというものではなくて、抜本的に変えないといけません。JVODA も社会福祉協議会もマンパワーが不足していて、今の組織で強化はできませんから、変えていかなければいけません。これは、関西広域連合が言わないとどこも言わないです。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
山崎委員	<p>四点あります。</p> <p>企業ボランティア等の関わり合いで言うと、今回、災対法や救助法の改正で被災者援護協力団体の登録制度ができましたが、それに対して、関西広域連合がどのように認識して、働きかけをするのかという記述がなかつたので、それが少し気になりました。</p> <p>次に、資料 4-3 の 27 ページに避難行動要支援者の個別避難計画に関する記述がありまして、実際、個別避難計画となると、福祉的なケアが必要な人に対して、福祉避難所というスキームで進められているところではあります。しかし、最近、他の都道府県でお手伝いしていると、人工呼吸器等を必要とする医療ケアの人の方が、より個別避難計画の中での優先順位が</p>

	<p>同じかそれ以上でないかということがありますので、そういったことについても配慮が必要だという記述があっても良いのではないかと思います。</p> <p>また、資料4-2の65ページの文言で少し気になったのが、「5 避難対策の実施」に「災害時要援護者の受入調整」という言葉がありますが、「災害時要援護者」は昔、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」でそういう使い方をしていて、兵庫県は依然、災害時要援護者という言葉遣いになっていますが、一応ここは関西広域連合なので、このあたりの用語の統一をされた方がいいのではないかと思いました。</p> <p>最後、82ページのその他のところに、「被災者台帳の早期整備」という記述がありますが、被災者台帳につきましても、今回、災害対策基本法で改正がされていまして、うまく使うことで、広域避難者の把握や、情報提供ができるような枠組みになっていて、かつ、都道府県による被災者台帳の作成や支援が明確化されているので、単に被災者台帳の早期整備ではなくて、もう少し細かい記述をされた方がいいのではないかと思いました。以上です。</p>
事務局 (多鹿課長)	<p>最初にご指摘がありました、被災者援護協力団体の記載がないということについては、今回、構成団体の計画等も踏まえて、作成をしております。もう一度見直しをしまして、必要な記載があれば、調整をさせていただきたいと思います。</p> <p>二点目、個別避難計画の関係で、医療ケアが必要な方への配慮に関する記述については、ご指摘を踏まえて記載の充実を考えたいと思います。</p> <p>三点目、用語の統一のご指摘ですけれども、再度見直しを行いまして、用語の統一を図りたいと思います。</p> <p>最後、被災者台帳のところについて、勉強不足なところがありますが、もう少し記載の充実を考えたいと思います。</p> <p>以上でございます。ありがとうございました。</p>
河田委員長	ほかにご意見ございますか。
堀内委員	能登半島地震の時には、私は救護所の開設等に関わっていました。受援体制を強化していくこうということが熊本地震くらいから言われていたけれども、熊本地震で上がっていた課題等が、能登半島地震で全く進歩して

	<p>いないことに、愕然としました。なので今、ボランティアの件もありましたが、委員長がおっしゃるように、お金をかけないとできないのも確かにそうかとも思いつつ、私が入った輪島中学校には、関西広域連合の兵庫県や大阪府の方が来て、たくさんの知識や経験がある方が入ることで、次のボランティアや受援の体制が整えられて、また、不慣れで入ってきた方の指導もできていて、とても心強く思いました。関西広域連合としてできることといえば、企業への働きかけと同時に、市町村でできることの抽出をして、準備をしていただけたらいいのではないかと考えます。やはり具体的なものがないので、少し見えにくいところがあるのかなと思いながら拝見しました。私からは以上です。</p>
事務局 (多鹿課長)	ご指摘ありがとうございます。参考とさせていただきまして、記載の充実や、必要なことに取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。
平田委員	和歌山県で自然復興まちづくりの計画に関わっておりまして、その経験からお話をさせていただきたいと思います。今、基礎自治体で、事前復興町づくり計画を作っておりますが、基本的には、自治体職員の復興訓練に近いものだと私自身は捉えております。ただし、基礎自治体で作っているので、実は県は全体の復興計画を束ねていません。同じように、関西広域連合で束ねているわけでもないし、国で束ねているわけではありません。要するに、基礎自治体だけが復興計画を作っていて、全体がどうなっているか、誰も監督していないという状況にあると思っています。事前復興町づくり計画は、基本的には東日本大震災と同規模、同じようなスキームを使って復興した場合、どうなるかという訓練計画になっています。南海トラフ地震の場合は、膨大な死者数、もしくは膨大な被害額になると予想されますので、同額の復興予算が各自治体に配分されるとはとても思えませんが、前提としてそういう計画を現状を立てざるを得ないという、そういうスキームで進んでいます。それはどうしようもないことですが、ひとつ心配なのが、南海トラフ地震の復興の段階で、誰がどのように統括していくのか、どういう風に支援体制を組んでいくのか、復興段階の支援体制というところがあまり実は組まれていないのかなという点です。復興段階でのまちづくり計画の支援になりますと、基礎自治体同士の応援職員の派遣と

	<p>いうことが実際には多くあると思いますが、それから、例えばどう派遣されていくのかということは、和歌山の基礎自治体から考えると、読めないわけです。これが読めてくると話が違いますし、事前復興の計画を立てている段階で、すでに入ってきてもらっていたりすると、どういう状況なのかあらかじめわかっていますし、被災した時に「あの街は、きっとあんなことになっているだろうな」ということが関西全域でシェアすることもできると思います。そういう意味では、どういう復興をしていくかというのは、割と広域で考えていくことができる、そういったことが関西広域連合ができるのではないかと少し思っています。現段階では、初動、応急対応に関して、非常によくできているなと思いますが、復興段階をどうやってやっていくのか、特に基礎自治体同士の関係をどうやって作っていくのか、おそらく人事交流というところが一つポイントになるかと思いますが、そういった側面は今後、発展させていただけたらなと思います。以上です。</p>
河田委員長	<p>ありがとうございます。関西広域連合も大半が被害を受けますので、一番被害が大きいところをどうするというよりは、自分のところをどうするかということになります。やはり関西広域連合だけに限定してしまうとまずいのではないかと思いますが、事務局いかがですか。</p>
事務局 (池田局長)	<p>和歌山県の例で言いますと、関西広域連合内においては、滋賀県がカウンターパートで支援を行うことになりますが、昨年度、国が決定しました重点受援県に対する応援県ということでいうと、埼玉県が当たっています。埼玉県の中の市町がどこに行くのかというところまでは具体的に決まっていませんが、それが決まると、平田委員がおっしゃるような具体的なことが詰まっていくんだろうと思います。</p> <p>一方で、事前に市町の割り当てまで決めておいても、実際に起こった際に被害の状況を見て決めていかないと難しいというのが本音のところです。ただ、ご指摘のとおり、カウンターパート決めて、それの中身をしっかりと詰めていくことも大事だと思っていますし、我々もそういうふうに取り組みたいと思っております。</p>
河田委員長	一つ提案があります。和歌山県の各市町が、どこに助けてもらうという

	<p>ことを事前に決めておくとよいと思います。熊本地震の時、益城町には神戸市が応援に入りました。神戸市は政令市なので、熊本市をサポートするという建前でしたが、実は、一番大きな被害を受けた益城町を、経験の深い神戸市でなければできないということで選ばれました。実は、僕は個人的に神戸市にお願いをしましたが、そういうふうに公式的でないところでの努力というのが必要だと思います。ですから今おっしゃったことはよくわかりますけども、被害を受ける危険性のある市町が、どこに助けてほしいということを具体化していただくのが一番手っ取り早いと思います。もちろん、今局長がおっしゃられたように、組織として、そういうものも進めるけれども、法律で定められているわけではないので、確実性に欠けます。ですから、一方でそういうことをやりながら、もう一方で、各市町でそういう努力をしていただくという二本立てで進めていただけたらどうかと思います。</p>
平田委員	<p>おっしゃる状況はとてもよくわかります。気になるところは、南海トラフ地震はある程度の被害想定が出ているので、ある程度、それに備えてどういう行動ができるかという訓練のようなものはできるのではないかと思います。実は、事前復興計画もその通り実行されるという法的根拠も全くないものですので、そういう訓練に近いような形で、「もしかしたらこのくらいの、巨大地震や三連動地震が起こった時には、例えばこういった対応が考えられますね」というものを内部だけでも良いので、持つておく、作つておくというのはありえるのかなという気がしました。</p>
事務局 (池田局長)	<p>訓練で言いますと、カウンターパートの応援市町が、被災したときにどういうまちづくりがあるのかと学ぶ機会としては、非常に有益だと思います。</p> <p>もう一つは、府県レベルの話で言いますと、市町村と府県とのコミュニケーションが非常に大事だということになります。本県のまちづくり部も被災する 14 市町に対して、一人ずつ応援職員を当てるのは厳しいですが、県のまちづくり部との平素からのコミュニケーションとして、アドバイザーに参加してもらうということは非常に有益ではないかと思います。その町がどのような計画を持っていて、そして県としてどのような支援が必要なのかということを事前に把握しておくことが非常に大事なことだと思います。</p>

	ております。
河田委員長	<p>他にございませんでしょうか。 無ければ、議題2についてはこれまでとします。</p> <p>本日各委員からいただきましたご意見につきましては、事務局にて検討し、結果につきましては、私の方で確認させていただきたいと思いますが、ご一任いただけますでしょうか。</p> <p>本日の皆様の意見等を踏まえ、中間案を修正してまいります。 本日の会議結果につきましては、議事録を作成させていただき、委員の皆さん、幹事及びオブザーバーの皆さんに共有させていただきます。議事録作成にあたりましては、ご発言いただきました委員の皆さんに、後日、発言内容の確認をお願いしたく考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から資料5についてご説明いただきます。</p>
事務局 (野間課長補佐)	<p>河田委員長、ありがとうございました。</p> <p>資料5（改訂スケジュール（案））についてご説明させていただきます。 ※資料5の説明</p> <p>第2回の計画策定委員会の開催につきましては、改めて、皆さんにご連絡させていただきます。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和7年度 第1回 関西広域防災計画策定委員会を終了します。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。</p> <p>オンライン参加の皆さんも適宜ご退出ください。</p>